

## 観光情報ポータルサイトのリニューアル等業務 企画提案コンペ募集要項

### 1 趣旨

観光資源の情報発信をより効果的に行うため、東播磨産業・ツーリズム振興協議会のウェブサイトを利用者にとってより「見やすく」「使いやすく」刷新する観光情報ポータルサイトのリニューアルやPR動画の作成等の業務（以下「業務」という。）を委託する者を選定するための企画提案を募集する。

### 2 業務概要

#### (1) 委託業務名

観光情報ポータルサイトのリニューアル等業務

#### (2) 業務の目的

東播磨産業・ツーリズム振興協議会のウェブサイトには、東播磨地域（明石市、加古川市、高砂市、稲美町及び播磨町の区域をいう。以下同じ。）の魅力を発信するPR動画やものづくり体験ガイド等を新たなコンテンツとして加えるとともに、利用者にとってより「見やすく」「使いやすい」ウェブサイトへ刷新し、これまで以上に観光資源の情報発信をより効果的に行うことで、県内外からの誘客を促進する。

#### (3) 業務内容

別添仕様書のとおり

#### (4) 事業費

金 8,250,000 円以内（消費税額及び地方消費税額を含む。）

#### (5) 契約期間

契約締結日から令和4年3月25日（金）まで

#### (6) 選定方法

公募型企画提案コンペ方式

### 3 応募資格

(1) 企画提案コンペに参加できる者は、参加申込書の受付時に次の全ての要件を満たす者とする。

- ① 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- ② 過去に自治体等の観光ウェブサイト及びPR動画の制作業務を受託した実績があること。
- ③ 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可又は指定を受けていること。
- ④ 委託業務の実施にあたり、東播磨産業・ツーリズム振興協議会（以下「協議会」という。）との打合せなどに適切に対応できる事業者等であること。

(2) 次のいずれかに該当する事業者等は、(1)に関わらず、企画提案コンペに参加する資格を有しない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 応募図書（4(1)に掲げる書類をいう。以下同じ。）の受付期間において、兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者

- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
- ④ 県が賦課徴収する全ての県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
- ⑥ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者

#### 4 応募手続

##### (1) 応募図書

この募集要項のほか、仕様書等の関連資料に基づき、以下の書類を作成のうえ、提出すること。

	書類名	部数	内容
①	企画提案申込書 【様式 1】	・正 1 部、副 9 部	
②	事業者概要 【様式 2】	・10 部	会社概要(パンフレット)等があれば添付すること。
③	企画提案書 (任意様式)	・10 部	①提案内容 ・ウェブサイト、PR 動画のコンセプトやアピールポイント ・令和 4 年度以降の保守管理の内容と経費 ②業務実施の組織体制、スケジュール 等 書類は A 4 サイズに統一し、30 ページ以内とすること。
④	事業実績 (任意様式)	・10 部	自治体等の観光ウェブサイト及び PR 動画の制作業務の実績は、概要(発注者、事業内容、効果等)が分かるものを提出すること。 書類は A 4 サイズに統一すること。
⑤	経費積算見積書 【様式 3】	・正 1 部、副 9 部	積算単価及び数量等を明記し「一式」という表記は極力避けること。
⑥	誓約書 【様式 4】	・正 1 部	
⑦	添付書類 ※下記【注】	・各 1 部	

##### 【注】添付書類

- ・県が賦課徴収する全ての県税（県内に事業所を有する事業者に限る。）、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証明する書類（兵庫県の入札参加資格を有している者は除く。提出の日において発行から 3 ヶ月以内のもの）
  - ①県が賦課徴収する県税に滞納のない証明（県内に事業所を有する事業者）  
地方税（都道府県）所管：兵庫県内県税事務所（「納税証明書（3）」）
  - ②消費税又は地方消費税に滞納のない証明  
国税所管：税務署（納税証明書「その 3 の 2」若しくは「その 3 の 3」）
- ・定款又は寄付行為（法人格を有していない場合は、規約等これに類する書類）

- ・登記簿謄本（法人格を有していない場合は、名称、所在地、設立年月日、代表者の氏名及び住所、目的、資産の総額を記載した書類）（提出の日において発行から3ヶ月以内のもの）
- ・申請日が属する会計年度の前年度の決算書類（事業報告書、貸借対照表及び損益計算書等）

(2) 参加表明書の提出

企画提案コンペに参加意思がある場合は、令和3年8月16日(月)17時までに参加表明書【様式5】を電子メール又はFAXにより提出すること。なお、提出後、電話などにより到着を確認すること。

(3) 応募図書の提出

令和3年8月25日(水)17時必着

協議会に郵送又は持参をして提出すること。郵送による場合は、事前に電話等により協議会に連絡したうえで、書留等配達記録が残るよう令和3年8月25日(水)までに協議会に到着するように提出すること。なお、持参の場合の受付時間は、土日、祝日を除く平日9時から17時までとする。

(4) 提出先

「13 問い合わせ先、書類提出先」まで

(5) 応募図書に関する留意事項

- ① 応募図書の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。
- ② 応募図書の著作権は、応募者に帰属する。
- ③ 応募図書は、審査のためにのみ使用し、応募者には返却しない。

5 募集要項に関する質問の受付

(1) 受付期間

令和3年8月16日(月)17時まで受付

(2) 質問方法

質問票【様式6】を電子メール又はFAXにより提出すること。なお、提出後、電話などにより到着を確認すること。

(3) 提出先

「13 問い合わせ先、書類提出先」まで

(4) 回答方法

質問への回答は、令和3年8月18日(水)までに、原則、応募者全員へ連絡する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

6 当選者の選定

(1) 審査方法

応募のあった企画提案については、審査会を設置のうえ、以下の内容など総合的に評価し、業務を委託する事業者を選定する。

- ① ウェブサイトに関すること。
  - ・協議会が制作するウェブサイトとして適切か。また内容が目的に合致しているか。
  - ・ウェブサイトの内容等が、地域の観光資源の魅力を十分に伝えることができるか。
  - ・ユーザーへ興味を持たせ分かりやすいものになっているか。
  - ・モデルコースの設定等が地域の魅力を伝えるものとなっているか。 等

- ② PR動画に関すること。
    - ・協議会が制作する動画として適切か。また内容が目的に合致しているか。
    - ・動画の内容等が地域の観光資源の魅力を十分に伝えることができるか。
    - ・動画の内容等が見る人を引きつけ、東播磨地域への誘客促進につながるか。等
  - ③ 独自性や創意工夫のある企画提案となっているか。
  - ④ 業務の実績や実施体制から企画提案内容を実施可能な業者であるか。
  - ⑤ 費用対効果 等
- (2) 第1次審査の実施  
提出書類をもとに、協議会において1次審査を行い、これを通過した者のみ、第2次審査の対象とする。応募者多数の場合は、5者程度に絞る。
- (3) 第2次審査の実施  
プレゼンテーションによる審査を実施する。  
なお、実施日及び会場の詳細は、別途通知する。
- ①実施日 令和3年8月下旬から9月上旬までの間の1日
  - ②開 場 兵庫県加古川総合庁舎
  - ③プレゼンテーション 1者につき15分を予定
  - ④注意事項
    - ア プレゼンテーションは、企画提案書を受け付けた順に個別に実施する。
    - イ プレゼンテーションの際にプロジェクター等を使用する場合は、事前に連絡すること。
    - ウ プレゼンテーションに参加しない場合は、審査の対象としない。
    - エ プレゼンテーションに要する経費は、応募者の負担とする。
- (4) 審査対象からの除外（失格事由）  
次のいずれかに該当する場合は、失格とみなす。
- ① 「3 応募資格」に該当しない場合
  - ② この募集要項に違反し、又は著しく逸脱した場合
  - ③ 審査委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
  - ④ 応募提案書類に虚偽の記載を行った場合
  - ⑤ その他選定結果に影響を及ぼす恐れがある不正行為を行った場合
- (5) 審査結果の通知  
本件結果については、応募者全員に対してメール及び文書で通知する。

## 7 委託契約の締結

- (1) 協議会は、当選者と提案業務の実施方法等について協議・調整を行い、協議が整った場合に、契約を行う。この際、双方で確認のうえ、提案事業の内容に修正・変更を加える場合がある。
- (2) 当選者は、契約締結前に、協議会を被保険者とする履行保証保険に加入すること。
- (3) 当選者が6(4)の失格事由に該当する場合、又は(1)の協議・調整が不調となった場合は、次順位である者と契約交渉を行うことができるものとする。

## 8 契約の解除

- (1) 委託契約書に記載の条項に違反があったときは、契約の一部若しくは全部を解除し、委託料の支払いをせず、又は支払った委託料の一部若しくは全額の返還を求める場合がある。

(2) (1)により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

## 9 事業報告等

(1) 委託事業終了後は、速やかに実績報告書及び必要書類を協議会に提出すること。

(2) 事業の進捗状況等については、随時報告を求める場合がある。

## 10 委託費の支払い

委託費は、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、協議会が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

## 11 契約の変更

事情の変化等により業務内容の変更等が生じた場合は、協議会と受託事業者が協議の上契約を変更する場合がある。それに伴い、契約金額を変更する場合があるので留意すること。

## 12 留意事項

(1) 成果物に係る著作権及び二次利用に係る権利は、協議会に帰属する。

(2) 応募者は、企画提案コンペの実施に必要な場合、提出書類等を協議会が利用することを許諾することとする（複製の作成を含む。）。

(3) 受託事業者は、委託事業の遂行に必要な場合、提出書類等を協議会が利用することを許諾するものとする（複製の作成を含む。）。

(4) 受託事業者は、本事業が協議会との契約に基づく事業であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする。

(5) 受託事業者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿類等）を事業終了後5年間保存すること。

(6) 本事業については、事業終了後も含めて、兵庫県監査委員等の監査対象となる場合があるため、受託事業者は、監査対象となった場合は監査に協力すること。

(7) 事業の受託により得られた情報は、受託事業終了後においても守秘義務があること。

## 13 問い合わせ先、書類提出先

東播磨産業・ツーリズム振興協議会

（兵庫県東播磨県民局地域振興室県民課ものづくり産業担当内）

〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木 97-1 兵庫県加古川総合庁舎 2階

TEL:079-421-9414

FAX:079-424-9977

E-mail:hharichiiki@pref.hyogo.lg.jp

(参考) スケジュール

期 日	内 容
令和3年8月4日(水)	募集開始
8月16日(月)	質問締切
8月16日(月)	参加申込締切
8月18日(水)まで	質問回答
8月25日(水)	募集締切
8月26日(木)～	第1次審査(書面審査)
8月下旬から9月上旬	第2次審査(プレゼンテーション)
9月上旬	審査結果通知、契約締結、事業開始
令和4年2月下旬	ウェブサイト納品(3月1日公開予定)
3月25日(金)	電子データ納品等、事業終了